

Ⅳ

不正や権利侵害に対する監査等

1 社会福祉法人に対する特別監査

度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときや運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたときは、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施します。

特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めます。改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めます。

令和6年度に特別監査を行った社会福祉法人は2法人でした。

また、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めた法人はありませんでした。

2 介護保険サービスに対する監査

介護報酬の請求や介護給付等対象サービスに不正が疑われる場合には、介護保険法第76条、第90条及び第115条の33第1項等に基づき、監査を実施します。

監査の結果、不正請求や虚偽報告などの不正が判明した事業者に対しては、介護保険法第77条、第92条及び第115条の9等に基づき、指定居宅サービス事業所（介護予防を含む。）及び指定介護老人福祉施設等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和6年度に監査を行った事業は1件（2種別）でした。

（1）令和6年度 監査実施件数

訪問看護事業	合計
1件（2種別）	1件

（2）令和6年度 処分事例

種 別	訪問看護事業・介護予防訪問看護事業
監査実施までの経緯	訪問看護費及び介護予防訪問看護費の請求に不正又は著しい不当がある疑いがあったため、監査を実施した。
処分理由	【運営基準違反】 1 実際には本件事業所の指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）に従事していない者について、利用者に対して指定訪問看護等を提供していたとする虚偽のサービス提供記録を作成した。 2 サービスの提供に際し、利用者が負担すべき額（自己負担額）を減額し、その支払を適正に受けていなかった。 【介護給付費及び介護扶助費の不正請求】 1 実際には本件事業所の指定訪問看護等に従事していない者について、利用者に対して指定訪問看護等を提供していたとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費及び介護扶助費を不正に請求し、受領した。 2 実際には本件事業所におけるサービス提供の実態がない者に

	対して、指定訪問看護を提供していたとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。 3 准看護師1名について、本件事業所内において看護師であると偽って指定訪問看護等に従事させ、同人が利用者に対して指定訪問看護等を提供した際、准看護師が指定訪問看護等を行った場合の減算を行わずに介護給付費及び介護扶助費を不正に請求し、受領した。 【聞き取り拒否】 本件事業所の管理者は、監査における聞き取り調査を求められてもこれに応じなかった。 【虚偽答弁】 1 サービス提供の実態がないにもかかわらず、サービス提供をした旨の虚偽の答弁を行った。 2 監査において、本件事業所の業務を行っており、かつ役員と同等以上の支配力を有する者について、業務には従事していないなどの虚偽の答弁を行った。		
措 置	指定取り消し	不正受領額	約 552 万円

【根拠法令等】

介護保険法第77条第1項第4号、6号及び8号、同法第115条の9第1項第4号、6号及び8号
生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号及び6号

3 障害福祉サービス等に対する監査

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

監査の結果、不正等が判明した事業者に対しては、障害者総合支援法第49条、第50条等に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和6年度に監査を行った事業所は1か所（4種別）でした。

主な処分事例

種 別	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護		
監査実施までの経緯	所在区が、当該事業所に対して実施した調査により適正な運営が行われていない状況を確認したため、東京都に通知した。 東京都は、所在区から提供を受けた資料を精査した結果、介護給付費の請求に不正又は著しい不当があった疑いがあると判断したため、監査を実施した。		
処分理由	【運営基準違反及び不正請求】 1 運営基準違反 本件事業所は、実際はサービスを提供していないにもかかわらず、サービスの提供の記録を作成した。また、実際のサービスの内容と異なるサービスの提供の記録を作成した。 2 不正請求 本件事業所は、指定居宅介護及び指定同行援護を提供していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求し、受領した。 また、居宅介護サービス費については実際と異なるサービス内容及び所要時間により、不正に介護給付費を請求し、受領した。		
措 置	指定の一部効力停止	不正受領額	約 526 万円

【根拠法令等】障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第6号該当

4 保護施設に対する特別指導検査

保護施設が、以下のいずれかに該当する場合に、特別指導検査を行い、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

- ・ 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 一般指導検査における問題点の是正改善がみられないとき。
- ・ 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

特別指導検査の結果、保護施設の設備又は運営が生活保護法第39条第1項の基準に達しないときは、文書により改善を指示し、改善報告書の提出を求めますが、改善措置が講じられない場合は、同法第45条第2項に基づく改善命令、事業の停止命令又は認可の取消しを行うことができます。

令和6年度に特別指導検査を行った保護施設はありませんでした。

5 生活保護法の指定医療機関に対する検査等

医療扶助又は自立支援に係る診療内容及び診療報酬について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由等があるときは、検査又は監査（以下、「検査等」という。）を実施します。

検査等の結果、不正等が判明した指定医療機関又は指定自立支援医療機関（以下、「指定医療機関等」という。）に対しては、生活保護法第51条第2項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第68条に基づき、指定医療機関等の「指定の取消し」等の処分を行うことができます。

令和6年度に検査を実施した指定医療機関等2か所について、行政処分（指定の取消し等）を行っています。

主な処分等事例

種 別	指定医療機関（生活保護法）		
検査実施までの経緯	当該医療機関に対して訪問看護療養費の請求に係る不正又は著しい不当の疑いが生じたため、検査を実施した。		
処分理由	（１）実際には本件指定医療機関に従事していない者について、利用者に対して指定訪問看護を提供していたとする虚偽の訪問看護記録を作成し、医療扶助費を不正に請求し、受領した。 （２）准看護師1名について、本件指定医療機関において指定訪問看護に従事させ、同人が利用者に対して指定訪問看護を提供した際、本来は「訪問看護基本療養費（１）（准看護師による場合）」で請求するところ、「（保健師、助産師又は看護師による場合）」で医療扶助費を不正に請求し、受領した。 また、本来は「精神科訪問看護基本療養費（１）（准看護師による場合）」で請求するところ、「（保健師、看護師又は作業療法士による場合）」で医療扶助費を不正に請求し、受領した。		
措 置	指定の取消し	不正請求額	約504万円

【根拠法令】生活保護法第51条第2項第4号該当

種 別	指定自立支援医療機関（障害者総合支援法）
検査実施までの経緯	当該医療機関に対して自立支援医療費の請求に係る不正又は著しい不当の疑いが生じたため、監査を実施した。
処分理由	（１）実際には行っていない診療を行ったものとして、診療報酬の不正な請求を行っていた。 ア 管理者の指示により、病院内で看護師等が面談した際

	に、精神科訪問看護指導を実施したとして指導記録を作成し、精神科訪問看護・指導料を請求していた（架空請求）。 イ 患者が精神科作業療法等に参加した際、医師による診察を行っていないにもかかわらず、再診料を請求していた（架空請求）。 （２）算定要件を満たしていないにもかかわらず、診療報酬の不当な請求を行っていた。 ア 精神科訪問看護・指導を実施した際、実態の訪問時間とは異なる訪問時間を記録し、精神科訪問看護・指導料を請求していた。 イ 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料において、治療計画及び治療内容の要点を診療録に記載してなかった。		
措 置	指定の一部効力停止 （新規患者受入停止６か月）	不正・不当請求額	約483万円

【根拠法令】障害者総合支援法第68条第1項第4号該当

6 児童福祉施設等に対する特別指導検査等

児童福祉施設や認可外保育施設等が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査等を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達しないときは、同法第46条第3項に基づく改善勧告や改善命令、また、基準未達成に加え、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同条第4項に基づく事業の停止命令を行い、児童福祉法やこれに基づき発する命令等に違反したときは、認可を取り消すことができます。

認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき、児童の福祉のため必要があると認められるときは、改善勧告やその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。

また、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条及び第22条に基づき、同法等の規定に違反する場合、園児の教育上又は保育上有害であると認められる場合等は、改善勧告、改善命令、事業停止命令及び認可の取り消しを行うことができます。

令和6年度に特別指導検査等を行った児童福祉施設等は、認可保育所が4施設、認証保育所が1施設でした。

また、令和6年度に一般指導検査等の結果改善勧告を行った施設が1施設ありました。

行政処分を行った施設はありませんでした。

種 別	認可外保育施設
勧告までの経緯	一般立入調査を実施したところ、指摘事項が多数あった。期日までに改善が進まず、児童の安全が確保できないと判断したため、改善勧告を実施。
勧告理由	1 入所児童の在籍時間帯に、1人勤務の時間帯があるので是正すること。 2 月極契約入所児童数に対して必要な保育従事者のうち有資格者が不足しているので、是正すること。 3 保育室に職員が在室せず、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていないので是正すること。 4 設置者が、保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っていないので、是正すること。
措 置	改善勧告

7 保険医療機関等に対する監査

医療保険の診療報酬請求に不正が疑われる場合には、社会保険を所管する関東信越厚生局と共同で監査を実施しています。

(1) 令和6年度 監査実施状況

医科	歯科	保険薬局	柔道整復	合計
10件	—	—	4件	14件

※令和5年度以前からの監査継続案件で、令和6年度にも監査を行った案件を含みます。

(2) 令和6年度 処分等状況

医科保険医療機関の指定の取消	3件（取消相当を含む。）
歯科保険医療機関の指定の取消	2件（取消相当を含む。）
受領委任の取扱の中止	1件（取消相当を含む。）

(3) 主な処分等事例

種 別	医科保険医療機関
監査実施までの経緯	薬局から、医師より高額医薬品の処方箋が送付され、直接医薬品を取りに来るということが複数回発生しているとの情報提供があった。また、介護付き有料老人ホームの運営会社から、訪問診療を受けていた入居者等の医療費通知に高額な調剤費が記載されていたとの情報提供があった。 このため患者調査を実施したところ、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、監査を実施した。
処分理由	不正請求の疑いが認められ、監査への出頭を求めたが、正当な理由なく監査を拒み、忌避した。
措 置	保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消

種 別	歯科保険医療機関
監査実施までの経緯	保険者からの情報提供により個別指導を実施したところ、実際には診療を行っていない月に診療を行ったとして診療報酬を請求していたこと及び診療録と診療報酬明細書において、診療日数が相違している例が認められたため、個別指導を中断した。 その後、患者調査を実施したところ、実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬が請求されていること等が疑われたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。
処分理由	実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。 他
措 置	保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消

【根拠法令等】健康保険法等

種 別	柔道整復施術所
監査実施までの経緯	患者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、個別指導を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、監査を実施した。
処分理由	実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。 医療機関へ入院中であるにもかかわらず施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。 実際には無資格者が行ったものを、柔道整復師が施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。
措 置	受領委任の取扱中止相当

【根拠法令等】受領委任の取扱規程等